



最高裁秘書第3630号

平成29年8月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年5月8日付け（同月10日受付，最高裁秘書第2169号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁が，平成18年3月，司法研修所での成績の開示請求を無理由で認めるようになった際に作成した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は存在しない。

